小松島市消費生活センター通信

小松島市消費生活センター

おせっかいで築く 見守りのまち こまつしま

38-6880だより

～消費者被害のないまちをめざして～

小松島市消費生活センター発行
No.60
小松島市
横須町1-1
☎ 0885-38-6880
令和7年9月1日

動画広告を見てインターネット購入した後の相談事案が増えております！

インターネットで動画広告を用いたショッピングサイトを最近は多く見かけるようになりました。中には、真偽不明の数値を示した誇大広告や明らかに事実と違う文言を付したものが出回っております。

そういった動画の中では「○○社と共同開発」や「飲むだけで○○キロ絶対痩せる」「使用するだけで体感温度が-25℃」等魅力的な文字が目に飛び込んできます。そのような文言で購買意欲を刺激する動画広告ですが、落とし穴があるケースも多く散見されます。

（相談例）

①「瞬間冷却」を謳ったハンディーファンを動画広告を見て注文した。が、実際品物が届いて使用したところ、まったくそのような効果がなく、国内の有名な会社との共同開発品と書かれていたのに海外製の粗悪品であった。

②動画投稿サイトで、ダイエットサプリが500円という広告を見て販売サイトにアクセスし、購入した。商品が届いてサプリメントを飲み始めたが、３週間後にまた商品が届き、高額の請求書が同封されていた。

返品したいと申し出たところ、4回定期購入が購入の条件であるため、解約できないと言われた。解約について交渉していると、新たに解約料を請求されてしまった。

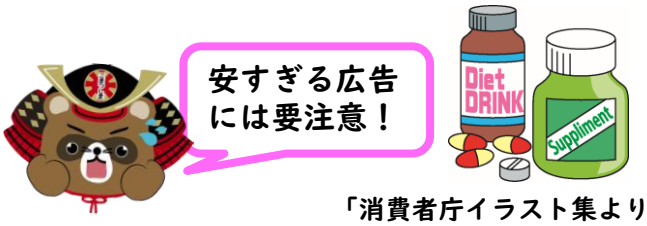

「消費者庁イラスト集より」

通信販売にはクーリングオフ制度はありません。定期購入等の契約条件はとてもわかりづらく表記されている可能性が高いです。

販売条件表記については冷静に確認しましょう。また、連絡先のはっきりしている販売者から購入するようにしましょう。

エステ契約のトラブルを避けるために！

エステの施術のほかにも美容製品の購入を勧められることもあります。一気に契約を進めないでよく検討してからにしましょう！

「消費者庁イラスト集より」

エステの契約トラブルも相談が寄せられております。

「1年間通い放題で脱毛エステを現金一括払いで契約した。途中で通えなくなったが、未施術分を返金してくれない」「高額なローンを組んだが払えない」等の相談が寄せられています。

エステ契約の場合、契約期間が1か月を超えかつ契約金額が5万円を超える場合(関連商品、入会金を含む)は、店舗で契約しても契約書面を受領してから8日間は、クーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約が可能です。

長期にわたるエステサービスの契約は、『解約しなければならないとき』も想定し、必ず有償の期間・回数を契約書面で確認しましょう。分割払いの場合は、無理なく自分に支払える金額なのか慎重に判断し、支払いがいつまで続くのかについても把握しておきましょう。

困ったときは、消費生活センターに相談してください。

（記事引用 発行元:独立行政法人国民生活センター）

小松島市消費生活センター
場所：小松島市横須町1-1
（小松島市役所1階）
電話： 0885-38-6880

▼最近の消費者ニュース！

モバイルバッテリーやワイヤレスイヤホン、この季節に利用する機会の多いハンディファン等にはリチウムイオン電池が搭載されています。

リチウムイオン電池は小型大容量で、繰り返し使用できることから身の回りの様々な商品に使われていますが、便利な一方で発煙、発火の事故は気温が上昇する夏期に多く発生しています。

リチウムイオン電池が搭載された商品を購入する時は製造・販売元が明示されていない商品や仕様が不明確な商品は避けましょう。また、落下などで電池に衝撃が加わると、発煙・発火・爆発等の事故に繋がる可能性があります。持ち運び時には取り扱いに注意し、電池に膨張が見られたり、充電中に以前より熱くなったり、充電できない等の異常を発見したら使用を控えましょう。

【消費者へのアドバイス】

○充電端子に異常を感じたら使用を中止しましょう。

○リチウムイオン電池に膨張がみられたら使用を中止しましょう。

○接続機器の仕様に見合った充電器を使用しましょう。

○熱がこもる環境に置かないようにしましょう。

○製造販売元や型式・仕様が不明確な商品の購入は避けましょう。

（記事引用　発行元:独立行政法人国民生活センター）

▼啓発活動報告

港まつりにて消費者被害防止キャンペーンを実施しました！

7月21日（月）に「こまつしま」くらしの安全・安心サポーター・小松島警察署・小松島市消費者協会のご協力のもと、消費者被害防止港まつりキャンペーンを実施しました。今年は「見ぬくぞ！特殊詐欺の罠」とイラストで描かれた啓発うちわを配布しました。

今回は県内で交通事故が多発した時期でもあり、交通安全に対する啓発も併せて行いました。今後も皆様のご協力のもと消費者被害防止啓発活動を行って参ります。よろしくお願い致します！

小松島消費生活センターをよろしくお願いします！

キャンペーン情報

消費者被害防止キャンペーン
立江寺　恩山寺にてお接待
日時：10月19日（日）午前9時～
今年も上記の日程でキャンペーンを実施させていただきます。啓発グッズの配布分がなくなり次第終了予定です。ぜひ、お越しください。

★ ★ ★「くらしの講座」案内★ ★ ★

毎月第３金曜日に行っております。
今年度テーマは「明るく　楽しく　美しく」

9/19(金) 10：00～	ファンタジーハーバー楽団演奏
10/17(金) 10：00～	音楽を通した介護予防活動
11/21(金) 10：00～	阿波たぬきチンドン

場所：南小松島公民館
対象：一般　無料
主催：プラチナライフクラブ

講座前に消費生活センター相談員が講演しています！
どなたでもご参加いただけますので、お気軽にお越しください！

≪小松島市民の方へ≫　「こまつしま」くらしの安全・安心サポーター募集中！
登録・お問い合わせは　小松島市市民環境課 ☎0885-32-2132 まで